

事務連絡
令和6年12月23日

就労継続支援 A 型事業所
就労継続支援 B 型事業所 各位

奈良市障がい福祉課長
(公印省略)

就労継続支援の支給決定更新手続きについて（通知）

平素より、本市における障害者福祉の推進にご協力を賜りありがとうございます。

さて、奈良県より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付支給決定事務等に関する実地指導を受けた結果、標題の件についての改善等を要すると認められました。

つきましては、奈良市として下記のとおり措置を講じることとします。内容をご確認いただき、遺漏なきようご対応をよろしくお願いいたします。

記

【就労継続支援の支給決定更新手続きについて】

就労継続支援の対象者はA型及びB型ともに「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」とされていることから、支給決定更新については、それまでの利用実績や事業所（サービス管理責任者）による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討したうえで市町村において更新の可否を判断することとされています。

そのため、今後は就労継続支援の支給決定更新時に「事業所（サービス管理責任者）による評価等の記載のある個別支援計画（更新前に使用している現在のもの）」等の提出を必須とします。様式につきましては、内容が網羅されていれば就労継続支援A型・B型事業所において使用しているもので可としますので、別紙の内容を追記して作成（別添で提出でも可。）してください。

サービス管理責任者による評価を行った結果、利用するサービス内容に変更が生じる場合は、事前に担当の相談支援専門員等と連携をとり、更新申請が円滑に行えるようご対応ください。

なお、今回の取扱いについては、令和7年1月6日以降の申請分について適用します。

<お問合せ先>
奈良市福祉部 障がい福祉課 生活支援係
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話 0742-34-4593 FAX 0742-34-5080